

令和 5 年度 大気質等調査業務委託

仕 様 書

令和 5 年 5 月

安房郡市広域市町村圏事務組合

共通仕様書

第 1 節 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が委託により実施する「大気質等調査業務委託」に適用する。

2. 業務の目的

本委託業務は、当組合が運営している火葬場「安房聖苑」について、施設が周辺地域の環境に及ぼす影響を調査することを目的とする。

3. 業務の名称

令和 5 年度 大気質等調査業務委託

4. 業務場所

南房総市山名 3 4 5 番地先

5. 業務の概要

特記仕様書による。

6. 業務期間

契約日の翌日から令和 6 年 3 月 2 2 日まで

7. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

大気質等調査業務報告書	(A4判) 3 部
記録簿	(A4判) 3 部
報告書データ (C D)	1 枚

第 2 節 一般事項

1. 適用範囲

特記仕様書に記載された事項は、一般仕様書に優先するものとする。

2. 受託者の責務

受託者は、組合との十分な協議を行い、委託業務の意図及び目的を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

3. 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、関連する法令、規則、通知等を遵守する。

4. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、受託者は中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

5. 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、協議の内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

6. 打合せ記録簿の提出

受託者は、業務の遂行において、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度記録簿を提出し、組合の承認を得るものとする。

7. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 主任技術者届及び経歴書
- 4) 完了届
- 5) 成果品引渡申出書
- 6) 請求書
- 7) その他本組合が指示する書類

8. 主任技術者

受託者は、業務を遂行するため、専門的な知識を有し、十分な経験を有する技術者を主任技術者として定めなければならない。

なお、主任技術者は、業務全般の技術的な管理を行うものとする。

9. 工 程

受託者は、業務の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出しなければならない。

10. 資料収集

業務の遂行上、調査対象事項に関する資料の収集は、原則として受託者が行うものとする。但し、資料の収集に対しては、組合の十分な協力が得られるものとし、貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了時に速やかに返却するものとする。

11. 土地への立入り等

受託者は、委託業務を遂行するために公有地、または私有地に立入る場合は、組合との協議を行い、了解を得なければならない。

12. 疑義の解釈

業務の遂行において、仕様書に明示されていない疑義が生じた時は、受託者は組合担当部局と協議し、その解釈を定めるものとする。受託者は委託業務に対し、技術的かつ良心的に取り組み、基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、受託者の責任において行うものとする。

13. 審 査

受託者は、業務完了時に成果品の審査を受けなければならない。審査時点で受託者の帰すべき理由により訂正が必要な箇所が指摘された場合は、受託者は速やかに訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

特記仕様書

第3節 大気質等の現況調査

大気質等の現況及びその把握の方法を明確にする。

現況把握は、原則として現地実測を実施する。

第1項 大気質等調査

1. 大気質

1. 1 排出ガス

(1)調査地点：3ヵ所（最終排出口）

(2)調査回数：2季（夏季／冬季）

(3)調査項目及び方法：

※排出ガスの分析項目の酸素換算値は12%とする。

調 査 項 目		調 査 方 法
1	硫黄酸化物濃度	JIS-K-0103
2	窒素酸化物濃度	JIS-K-0104
3	ばいじん濃度	JIS-Z-8808
4	塩化水素濃度	JIS-K-0107
5	ダイオキシン類濃度	JIS-K-0311
6	CO濃度（連続測定）	JIS-K-0098
7	O ₂ 濃度（連続測定）	JIS-K-0301

1. 2 環境大気

(1)調査地点：1ヵ所（火葬場周辺地）

(2)調査回数：2季（夏季／冬季）

(3)調査項目及び方法：

※ 調査は1季につき7日間連続測定によるものとする。

※ 結果については、塩化水素は24時間値、ダイオキシン類は7日間値、
その他は1時間値にて報告する。

調 査 項 目		調 査 方 法
1	二酸化硫黄	JIS-B-7952
2	二酸化窒素	JIS-B-7953
3	浮遊粒子状物質	JIS-B-7954
4	塩化水素	大気汚染物質測定法指針 （環境庁昭和62年）
5	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル （環境省平成20年3月）

2. 気象

(1)調査地点：1ヵ所（火葬場周辺地）

(2)調査回数：2季（夏季／冬季）

(3)調査項目及び方法：

※ 調査は1季につき7日間連続測定によるものとし環境大気調査と同時期に実施するものとする。

調 査 項 目		調 査 方 法
1	風向・風速	地上気象観測統計指針 微風向風速計（地上10m付近）
2	気温・湿度	地上気象観測統計指針 白金抵抗式温湿度計（地上1.5m）

第2項 水質調査

1. 河川

(1)調査地点：3ヵ所（火葬場放流口及び河川合流地点の上流下流）

(2)調査回数：2季（夏季／冬季）

(3)調査項目及び分析方法：

※一般項目（6項目）、生活環境項目（6項目）

調 査 項 目			分 析 方 法
一 般 項 目	1	水温	JIS-K-0102-7.2
	2	気温	JIS-K-0102-7.1
	3	臭気	JIS-K-0102-10.1
	4	色度	JIS-K-0102-11
	5	透視度	JIS-K-0102-9
	6	流量	JIS-K-0102-4
生 活 環 境 項 目	1	水素イオン濃度(pH)	JIS-K-0102-12.1
	2	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS-K-0102-21
	3	溶存酸素量(DO)	JIS-K-0102-32
	4	浮遊物質(SS)	昭和46年環境庁告示第59号付表9
	5	大腸菌数	昭和46年環境庁告示第59号別表2
	6	全亜鉛(T-Zn)	JIS-K-0102-53

2. 調整池

(1)調査地点：1ヵ所

(2)調査回数：2季（夏季／冬季）

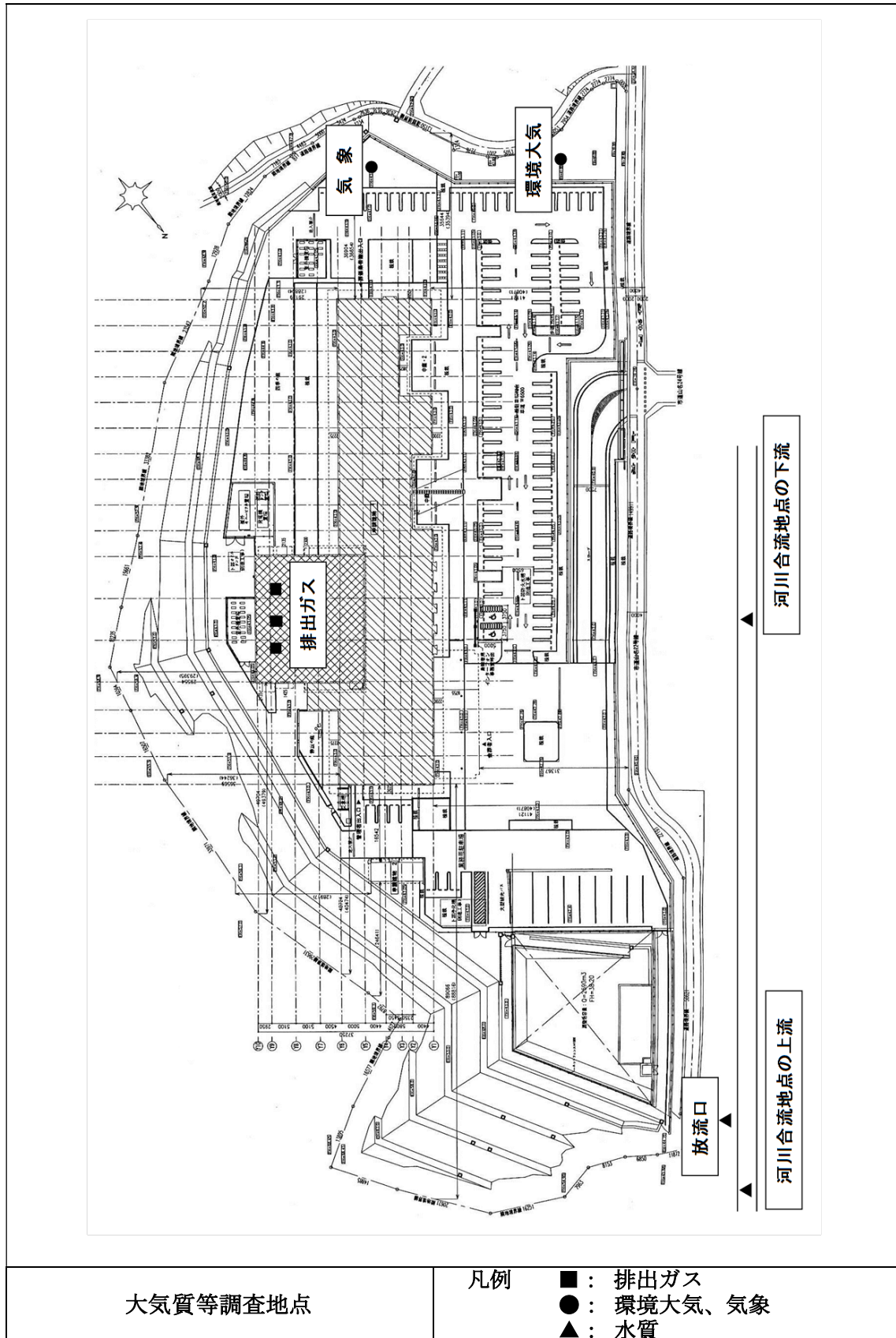
(3)調査項目及び分析方法：

※一般項目（6項目）、生活環境項目（6項目）

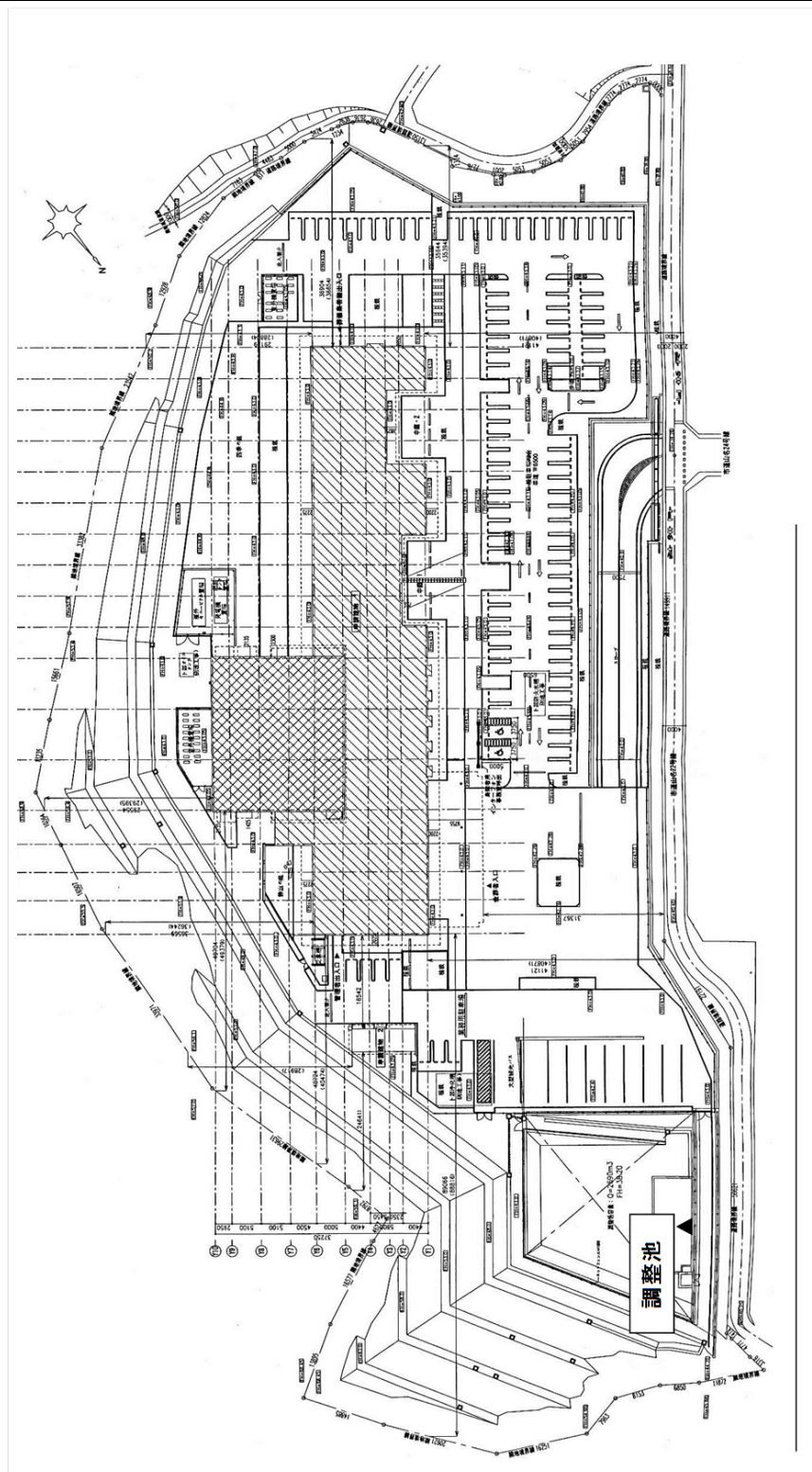
調 査 項 目			分 析 方 法
一 般 項 目	1	水温	JIS-K-0102-7.2
	2	気温	JIS-K-0102-7.1
	3	臭気	JIS-K-0102-10.1
	4	色度	JIS-K-0102-11
	5	透視度	JIS-K-0102-9
	6	流量	JIS-K-0102-4
生 活 環 境 項 目	1	水素イオン濃度 (pH)	JIS-K-0102-12.1
	2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS-K-0102-21
	3	溶存酸素量 (DO)	JIS-K-0102-32
	4	浮遊物質 (SS)	昭和46年環境庁告示第59号付表9
	5	大腸菌数	昭和46年環境庁告示第59号別表2
	6	全亜鉛 (T-Zn)	JIS-K-0102-53

大気質等調査地点（大気質（排出ガス、環境大気）、気象）

水質調査地点（火葬場放流口及び河川合流地点の上流、下流）



水質調査地点（調整池）



水質調査地点

凡例 ▲：水質